# 府令

**○内閣府令第五十四号**

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第六十四条」を「第六十条」に改める。

**附　則**

この府令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

# 省令

**○経済産業省令第五十四号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

工業統計調査規則の一部を改正する省令

工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「工業調査は」の下に「、経済センサス活動調査（経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）第一条に規定するものをいう。）を実施する年の前年を除き」を加える。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○経済産業省令第五十五号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、商業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

商業統計調査規則の一部を改正する省令

商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成九年以後五年ごとに、」を「経済センサス活動調査（経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）第一条に規定するものをいう。）を実施する年の二年後の」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○経済産業省令第五十六号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令

特定サービス産業実態調査規則（昭和四十九年通商産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「特定サービス産業実態調査は」の下に「、経済センサス活動調査（経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）第一条に規定するものをいう。）を実施する年の前年を除き」を加える。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告示

**○政治資金適正化委員会告示第五十七号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年十月十二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名 |
|---|---|---|
| 三九九八 | 二三、九、一六 | 上杉　正一 |
| 三九九九 | 二三、九、一六 | 三條　聡 |
| 四〇〇〇 | 二三、九、一六 | 神野　博史 |
| 四〇〇一 | 二三、九、一六 | 金ケ江幸一 |
| 四〇〇二 | 二三、九、一六 | 林　孝行 |
| 四〇〇三 | 二三、九、一六 | 寺門　洋子 |
| 四〇〇四 | 二三、九、一六 | 髙﨑　睦朗 |
| 四〇〇五 | 二三、九、一六 | 中川　秀夫 |
| 四〇〇六 | 二三、九、一六 | 持田　剛史 |
| 四〇〇七 | 二三、九、一六 | 齊田　康伸 |
| 四〇〇八 | 二三、九、一六 | 田村　政明 |
| 四〇〇九 | 二三、九、一六 | 五十嵐輝幸 |
| 四〇一〇 | 二三、九、一六 | 清田　亮 |
| 四〇一一 | 二三、九、一六 | 山本　士朗 |
| 四〇一二 | 二三、九、一六 | 清水　久**隆** |
| 四〇一三 | 二三、九、一六 | 小松　敬史 |
| 四〇一四 | 二三、九、一六 | 堀　康貴 |
| 四〇一五 | 二三、九、一六 | 松尾　裕**隆** |
| 四〇一六 | 二三、九、一六 | 篠木　市子 |
| 四〇一七 | 二三、九、一六 | 貞本　幸男 |

**○法務省告示第四百六十五号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十二日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表光硬質鍍金工業株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 有限会社小川鋳造所 | 栃木県足利市県町千二百三十六番地 |
| 光硬質鍍金工業株式会社 | 大阪府東大阪市箕輪三丁目一番三十六号 |

| | |
|---|---|
| 鋳造 | |
| めっき | |

**○厚生労働省告示第四百三号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百六条第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十六条第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百六条第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第四号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

**○法務省告示第四百六十四号**

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市区町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年十月二十九日から効力を生ずる。

平成二十三年十月十二日

法務大臣　平岡　秀夫

千葉県勝浦市長
名古屋市中村区長
名古屋市南区長
山形県南陽市長
山形県東置賜郡高畠町長

**○厚生労働省告示第四百四号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百八条第七号及び船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十八条第五号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百八条第七号及び船員保険法施行規則第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第三号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。